二中121を124とし、116から120までを119から123までとし、同表の備考の二の115中「117及び119」を「120及び122」に改め、同表の備考の二中115を118とし、101から114までを104から117までとし、同表の備考の二の100中「51」を「53」に改め、同表の備考の二中100を103とし、95から99までを98から102までとし、同表の備考の二の94中「46」を「48」に改め、同表の備考の二中94を97とし、89から93までを92から96までとし、同表の備考の二の88中「44」を「46」に改め、同表の備考の二中88を91とし、85から87までを88から90までとし、同表の備考の二の84中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改め、同表の備考の二中84を87とし、同表の備考の二の83中「第五十三条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同表の備考の二中83を86とし、80から82までを83から85までとし、同表の備考の二の79中「43」を「45」に改め、同表の備考の二中79を82とし、78を81とし、77を80とし、76を78とし、その次に次のように加える。

79　「環状交差点左折等方法違反」とは、法第三十五条の二の規定の違反となるような行為をいう。

別表第二の備考の二中75を77とし、39から74までを41から76までとし、38の次に次のように加える。

39　「環状交差点通行車妨害等」とは、法第三十七条の二第一項又は第二項の規定の違反となるような行為をいう。

40　「環状交差点安全進行義務違反」とは、法第三十七条の二第三項の規定の違反となるような行為をいう。

別表第四中「第三十三条の七」の下に「、第三十四条の三」を加える。

別表第六の十六の項中「交差点安全進行義務違反」の下に「、環状交差点安全進行義務違反」を加え、同表の十七の項中「優先道路通行車妨害等」の下に「、環状交差点通行車妨害等」を加え、同表の十九の項中「交差点右左折方法違反」の下に「、環状交差点左折等方法違反」を加え、同表の備考の二の9中「別表第二の備考の二の43」を「別表第二の備考の二の45」に改め、同表の備考の二の12中「別表第二の備考の二の42」を「別表第二の備考の二の44」に改め、同表の備考の二の14中「別表第二の備考の二の79」を「別表第二の備考の二の82」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十三条第一項の改正規定　公布の日

二　第二十一条の改正規定、第三十七条の七第一項の改正規定、第四十二条第三項の改正規定、第四十四条第一項第二号の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第六の改正規定　道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三十四条の三第二項第一号の規定は、この政令の施行の日以後に運転免許が失効したため、一般違反行為（道路交通法施行令第三十三条の二第一項第一号に規定する一般違反行為をいう。）又は同令別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする道路交通法第九十条第五項又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による運転免許の取消しを受けなかった者について適用する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十四号

平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第一条　平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「及び紫波郡紫波町」を「、紫波郡紫波町及び下閉伊郡岩泉町」に、「、島根県鹿足郡津和野町並びに」を「及び大江町、静岡県賀茂郡西伊豆町、奈良県吉野郡野迫川村、島根県邑智郡美郷町及び鹿足郡津和野町、」に改め、「萩市」の下に「並びに熊本県球磨郡水上村」を加える。

（平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第二条　平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「規定する措置」の下に「並びに青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、岩手県二戸市及び二戸郡一戸町、長野県下伊那郡阿智村、奈良県吉野郡黒滝村並びに和歌山県伊都郡高野町の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
国土交通大臣　太田　昭宏

平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三